

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18-1 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-18-3 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 検討期間 検討部門及び総括関税鑑査官は、照会を受理してから30日 <u>（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）</u> 以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(注) 30日 <u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u> を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(7) (省略)</p> <p>(8) 意見の申出 イ～ホ (省略)</p> <p>ヘ 検討部門及び総括関税鑑査官は、原則として、申出を受理してから30日 <u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u> 以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日 <u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u> を超</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18-1 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-18-3 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 検討期間 検討部門及び総括関税鑑査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(7) (同左)</p> <p>(8) 意見の申出 イ～ホ (同左)</p> <p>ヘ 検討部門及び総括関税鑑査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものと</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含まないものとする。</p> <p>(9)及び(10) (省略)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-18-2 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) その他</p> <p>回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」(C-1000-4)にとどめるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-18-3 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会は、税関の事前照会用電子メールアドレスに<u>次の事項を送信することにより、行うものとする。</u></p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p>	<p>する。</p> <p>ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含まないものとする。</p> <p>(9)及び(10) (同左)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-18-2 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) その他</p> <p>イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」(C-1000-4)に<u>（関税率表適用上の所属区分等の場合）</u>にとどめるものとする。</p> <p>ロ <u>照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。</u></p> <p>(関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-18-3 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会は、<u>電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</u></p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略) (4)及び(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の 6－1 法第69条の 6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第69条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、<u>生鮮の疑義貨物（以下「生鮮疑義貨物」という。）</u>については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収</p>	<p>(同左) (4)及び(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の 6－1 法第69条の 6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第69条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、<u>生鮮疑義貨物</u>については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>納課長等に通報する。 <u>生鮮疑義貨物については、申立人が国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして次の(イ)から(ハ)に掲げる法人でない限り、当該猶予は行わないこととする。</u> <u>(イ) 独立行政法人通則法（平成13年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</u> <u>(ロ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人</u> <u>(ハ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人</u> ハ （省略） (5)～(9) （省略）</p>	<p>納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p> <p>ハ （同左） (5)～(9) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等） 69の15－1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1)～(3) （省略） (4) 認定手続の取りやめ イ （省略） ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 <u>生鮮疑義貨物については、申立人が国、地方公共団体その他これ</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等） 69の15－1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1)～(3) （同左） (4) 認定手続の取りやめ イ （同左） ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>らに準ずるものとして前記69の6-1の(4)のロの(イ)から(ハ)に掲げる法人でない限り、当該猶予は行わないこととする。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>(5)~(9) (省略)</p>	<p>ハ (同左)</p> <p>(5)~(9) (同左)</p>